

新旧対照表(北海道環境産業振興戦略 第1章)

戦略見直し(素案)	現戦略
<p>第1章 戦略策定の基本的考え方</p> <p>1 戦略見直しの背景～環境産業を取り巻く状況の変化</p> <p>平成24年3月に策定した「北海道環境産業振興戦略」では、本道のそれぞれの地域が持つ優位性や特性を活かして、北海道経済が将来にわたり成長を続けていくための方策を示しており、道では、この戦略に基づき各種施策を推進してきました。</p> <p>この間、わが国及び本道の環境産業を取り巻く状況は、以下に掲げるように大きく変化しており、それらを踏まえた施策の推進が必要となっております。</p> <p>○固定価格買取制度の運用開始に伴う、太陽光を中心とした再生可能エネルギー導入量の拡大</p> <p>再生可能エネルギーの導入量は増加傾向にあるものの、その大部分がメガソーラーをはじめとした非住宅系太陽光に偏った状況であり、風力やバイオマスなど他の分野の伸び悩みが顕在化しています。</p> <p>○国のエネルギー基本計画に基づく、エネルギーミックスの決定</p> <p>国は長期エネルギー需給見通しの中で、2030年段階で最終エネルギー消費量を2013年度比で13%削減(原油換算)すべく、今後徹底した省エネルギーの推進にむけた取組を強化していく方針です。</p> <p>○国の電力システム改革の一環として行われる電力小売りの全面自由化</p> <p>電力小売りの全面自由化により、LNGなど他のエネルギー企業のほか、新エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による発電事業の新規参加が見込まれ、需要家の選択によるスマートな消費など、今後スマートコミュニティの構築の加速化が期待されます。</p>	<p>第1章 戦略策定の基本的考え方</p> <p>1 背景～環境産業をめぐる状況</p> <p>地球環境問題の深刻化、新興国の急速な経済成長に伴う資源確保に対する懸念の高まり等を背景に、環境と経済が好循環する持続可能な社会システムを作ることが不可欠であるとの認識が世界的に広がっています。</p> <p>わが国では、平成22(2010)年6月の「新成長戦略」において、平成32(2020)年までにエネルギー・環境関連の技術や製品の開発・普及により、新たな市場や雇用を生み出す「環境・エネルギー大国戦略」を掲げるとともに、インフラ関連産業(リサイクル、再生可能エネルギー、水など)の海外展開、「次世代エネルギーソリューション(次世代自動車、スマートコミュニティ)」などを戦略分野とした「産業構造ビジョン」を策定するなど、環境・エネルギーを新しい成長戦略の柱に据えています。</p> <p>北海道では、平成20(2008)年7月に「北海道洞爺湖サミット」が開催され、環境のフロントランナーをめざして、環境と調和する「エコアイランド北海道」づくりを積極的に進めるとともに、低炭素化のための技術開発や地域の特色を活かした省エネルギー・新エネルギーの取組などを支援してきたところです。</p> <p>本道の経済・雇用情勢は、依然として厳しい状態にあり、地方の人口減少、過疎化という大きな問題を抱えています。このような現状を打開し、本道の活性化を図る新たな産業の一つとして環境産業への期待が一層高まっています。</p> <p>こうした中、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故は、国民の暮らしやわが国の産業に大きな影響をもたらしており、国においてエネルギー政策の見直しが進められているとともに、国民の間で新エネルギ</p>

○水素の利活用に向けた道内での水素実証プロジェクト事業の開始

道内3地域において、新エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築の実証事業がスタートし、道においても水素社会の実現に向けたビジョン及びロードマップを平成27年度中に策定する予定です。

○リサイクルの推進

循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大に向け、リサイクル製品の高付加価値化、差別化に加え、バイオマスのエネルギー源への利用促進が必要となっています。

このような状況の変化のもと、「低炭素」、「循環型」、「自然共生」そして「安全安心」の社会の実現に貢献する環境産業のより一層の育成・振興を図るための検討を行ったものです。

2 戦略の目的・必要性

本戦略の目的としては、多様なエネルギー資源や豊かな自然に根ざした力強い一次産業、企業、研究機関の優れた技術など、本道のそれぞれの地域が持つ優位性や特性を活かして、北海道経済が将来にわたり成長を続けていくための方策を示し、環境産業を経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成・振興を図ることとします。

なお、環境産業は、多様な産業分野に幅広く及ぶものであり、経済活性化に向けた取組の実効性を高めるため、産業界はもとより、研究機関、地域などが、育成・振興についての方向性を共有し、互いに連携した取組を積極的に進めていく必要があります。そのため、本戦略は、本道の環境産業のめざす姿や、環境産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、北海道の優位性を更に発揮できる分野の重点化や、これまでの取組実績を踏まえつつ必要な施策などを盛り込むこととします。

一に対する期待と関心が大きく高まっています。

また、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用等を促進するエネルギー供給構造高度化法(平成 21(2009)年7月成立)に加え、平成 23(2011)年8月に成立した再生可能エネルギー特別措置法による固定価格買取制度の創設は、再生可能エネルギーの導入促進に向けて大きな推進力となるものです。

一方、産業界においては、震災後の厳しい電力需給の状況などを背景として、製造拠点の分散化や海外移転などの動きが見られます。

このような状況のもと、「低炭素」、「循環型」、「自然共生」そして「安全安心」の社会の実現に貢献する環境産業の振興を図ることが求められています。

2 戦略の目的・必要性

本戦略の目的は、多様なエネルギー資源や豊かな自然に根ざした力強い一次産業、企業、研究機関の優れた技術など、本道のそれぞれの地域が持つ優位性や特性を活かして、北海道経済が将来にわたり成長を続けていくための方策を示し、環境産業を経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成・振興を図ることとします。

なお、環境産業は、多様な産業分野に幅広く及ぶものであり、経済活性化に向けた取組の実効性を高めるためには、関係する様々な機関の連携が重要です。このため、産業界はもとより、研究機関、地域などが、育成・振興についての方向性を共有し、互いに連携した取組を積極的に進めていけるよう、本戦略は、本道の環境産業のめざす姿や重点的に取り組む分野、必要な施策などを盛り込むこととします。

3 戦略の位置付けと期間

(1) 戦略の位置付け

① 新しい総合計画における位置付け

「新しい総合計画」(計画期間:平成28年度から概ね10年)のエネルギーに関する特定分野別計画であり、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入に向けた施策を推進するための目標と施策の基本的事項を定める、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」における目指す姿を実現するため、民間活力の積極的活用に向け、環境・エネルギー産業の振興の観点から必要な施策を明らかにするものです。

② 他計画等との関係

ア 地域経済の強化に向けた基本方針

「世界に羽ばたく産業の創造」を目指し、力強い地域経済の実現に向けた取組の加速につなげるための方向性を示す「地域経済の強化に向けた基本方針」では、産業の底上げにより厚みと広がりがある産業構造を形成するための戦略分野の一つとして、「新しい環境・エネルギー社会への挑戦」を掲げており、当該分野の施策の推進にあたります。

3 戦略の位置付けと期間

(1) 戦略の位置付け

① 新・北海道総合計画における位置付け

「新・北海道総合計画」(計画期間:平成20年度から概ね10年)の特定分野別計画とします。

② 他計画等との関係

ア ほっかいどう産業振興ビジョン

本道活性化のための産業振興施策の推進に当たって、新たな道筋を示すものとして重点的かつ集中的に取り組むべき方向性と施策を示す「ほっかいどう産業振興ビジョン」では、本道経済の成長力強化に向けた取組の推進分野として「環境・エネルギー」を掲げており、本戦略を実施方針として、当該分野の施策の推進にあたります。

イ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入に向けた施策を推進するための目標と施策の基本的事項を定める、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」における目指す姿を実現するため、民間活力の積極的活用に向け、環境・エネルギー産業の振興の観点から必要な施策を明らかにするも

イ 北海道環境基本計画

北海道環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示す「北海道環境基本計画」では、「施策の方向」として「環境と経済の好循環の創出」を掲げ、「環境ビジネスの振興」、「環境と調和した産業の展開」などに関する施策を展開することとしており、本戦略は、その施策の方向を経済活性化の視点から取り組むものです。

(2) 戦略の期間

本戦略は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間として、重点的な取組を展開します。

のです。

ウ 北海道環境基本計画

北海道環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示す「北海道環境基本計画」では、「施策の方向」として「環境と経済の好循環の創出」を掲げ、「環境ビジネスの振興」、「環境と調和した産業の展開」などに関する施策を展開することとしており、本戦略は、その施策の方向を経済活性化の視点から取り組むものです。

(2) 戦略の期間

本戦略は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象期間として、重点的な取組を展開します。